第101回
定時株主総会招集ご通知

2020年４月１日 ▶ 2021年３月31日

日 時 ≫ 2021年６月29日（火曜日）午前10時
（受付開始　午前９時）

場 所 ≫ 東京都豊島区高田三丁目12番10号
科研製薬株式会社　高田馬場事業所
地下１階　会議室

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2021年６月28日（月曜日）午後５時30分まで

議 案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件

目　次

第101回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 6
（添付書類）
事業報告 …… 17
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 38
監査報告書 …… 40

科研製薬株式会社
証券コード：4521

証券コード　4521
2021年６月７日

株　主　各　位

東京都文京区本駒込二丁目28番８号
科研製薬株式会社
代表取締役社長　堀　内　裕　之

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】
3頁～4頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱うことといたします。
また、インターネット等により複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬　具

記

1．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2．場　　所　東京都豊島区高田三丁目12番10号
科研製薬株式会社　高田馬場事業所　地下１階　会議室
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3．目的事項

報告事項
1. 第101期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件

4．その他株主総会招集に関する事項

（1）本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaken.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

（2）代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaken.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）
行使期限：2021年６月28日（月曜日）午後５時30分まで

1. パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

以下はパソコンの画面を表示しております。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

https://www.web54.net（ウェブ行使）「次へすすむ」をクリック

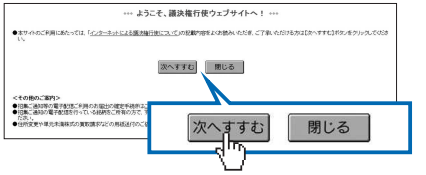

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

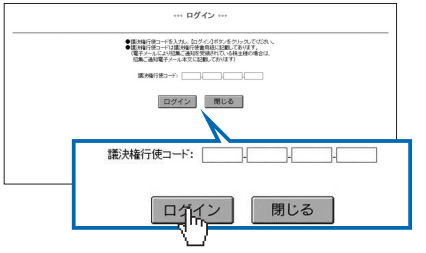

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

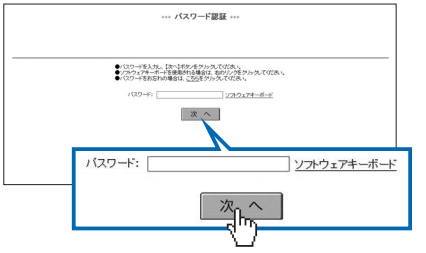

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

2. スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ

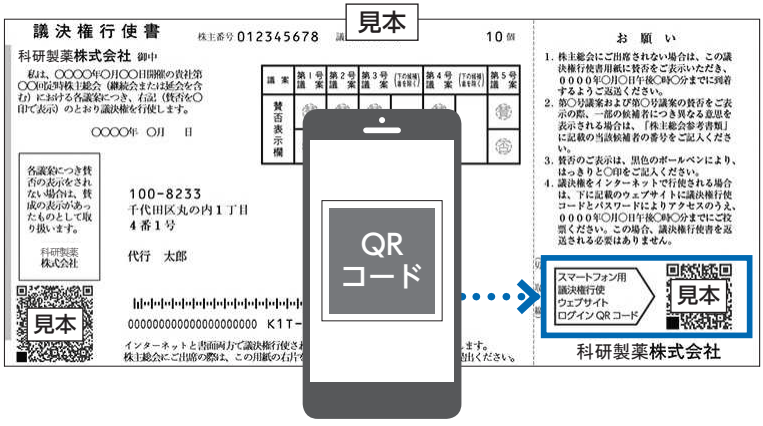

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031（フリーダイヤル）（受付時間　9：00～21：00）

(2) 上記（1）以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部
[電話] 0120(782)031（フリーダイヤル）（受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00）

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ

当社第101回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症対策についてご案内いたします。

〈株主様へのお願い〉

・株主様のご健康と感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方におかれましては、ご来場を見合わせることをご検討ください。
・ご来場される株主様は、マスク着用のうえ、入場時の検温、消毒等感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
・受付前に検温を実施させていただきます。37℃以上の場合、入場をご遠慮いただく場合がございますので、予めご了承ください。

〈当社の対応について〉

・役員及び運営スタッフはマスクを着用いたします。
・会場入り口及び会場内に消毒用アルコールを設置いたします。
・感染予防のため、座席を一定の距離をおいて設置いたします。
・質疑応答等で使用するマイクは、使用の都度アルコール消毒いたします。
・本株主総会は、議事進行を円滑かつ効率的に執り行うことにより、短時間で行わせていただく予定です。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.kaken.co.jp/）にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金75円　配当総額　2,876,834,400円

なお、中間配当として１株につき75円をお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は、１株につき150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役９名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役９名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）		当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	男性 おおぬま てつお 大沼 哲夫	再任	代表取締役会長	100% (16回／16回)
2	男性 ほりうち ひろゆき 堀内 裕之	再任	代表取締役社長　営業本部長	100% (16回／16回)
3	男性 たなべ よしお 田邉 芳男	再任	取締役　法務部・総務部担当	100% (16回／16回)
4	男性 まつうら まさひろ 松浦 真洋	再任	取締役　医薬事業開発部・特命事項担当	100% (13回／13回)
5	男性 おおた みのる 太田 実	再任	取締役　経理部・特薬部担当	100% (13回／13回)
6	男性 すずど まさし 鈴土 雅	新任	執行役員　経営企画部長	—
7	女性 かみべっぷきよこ 上別府圭子	再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回／16回)
8	男性 たかぎしょういちろう 髙木正一郎	再任 社外 独立	社外取締役	100% (13回／13回)
9	男性 いのうえ やすとも 井上 康知	新任 社外 独立	—	—

1 大沼（おおぬま） 哲夫（てつお）

生年月日 1950年11月30日生
所有する当社の株式数 15,100株

男性 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	当社入社
2002年4月	当社営業企画部長
2004年7月	当社執行役員営業企画部長
2005年6月	当社取締役営業企画部長
2007年4月	当社取締役営業本部長
2007年6月	当社常務取締役営業本部長
2011年6月	当社代表取締役社長
2020年6月	当社代表取締役会長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2011年に当社代表取締役社長、2020年に代表取締役会長就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2 堀内（ほりうち） 裕之（ひろゆき）

生年月日 1962年3月21日生
所有する当社の株式数 5,000株

男性 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社
2010年10月	当社広島支店長
2014年4月	当社大阪支店長
2015年7月	当社執行役員大阪支店長
2016年4月	当社執行役員医薬営業部長
2016年6月	当社取締役医薬営業部長
2017年4月	当社取締役営業本部長
2018年6月	当社常務取締役営業本部長
2020年6月	当社代表取締役社長営業本部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2017年以後営業本部長として、また2020年に当社代表取締役社長就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

3 田邉（たなべ） 芳男（よしお）

生年月日 1955年３月24日生
所有する当社の株式数 2,000株

男性 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年４月	外務省入省
1989年10月	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社
1993年10月	大塚製薬株式会社入社（役員待遇）
2001年６月	同社執行役員
2008年３月	株式会社トクホン専務執行役員
2008年６月	同社専務取締役
2009年４月	同社代表取締役社長執行役員
2013年６月	同社顧問
2014年６月	同社退社
2014年９月	兆株式会社パートナー
2016年６月	当社取締役
2017年９月	株式会社メディカルオピニオン代表取締役
2020年４月	同社代表取締役退任
2020年５月	兆株式会社パートナー退任
2020年６月	当社取締役（法務部・総務部担当）現在に至る

取締役候補者とした理由

外務省及び複数の企業で経営に携わった経験と実績を有しており、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

4 松浦（まつうら） 真洋（まさひろ）

生年月日 1969年８月19日生
所有する当社の株式数 3,100株

男性 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年４月	当社入社
2016年４月	当社経営企画部長
2018年７月	当社執行役員経営企画部長
2020年４月	当社執行役員（医薬事業開発部担当）
2020年６月	当社取締役（医薬事業開発部・特命事項担当）現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2016年に経営企画部長就任後はコーポレートガバナンス、経営戦略等に関する実績に加え、2020年当社取締役就任後は医薬品の導出・導入等に携わり、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

5 太田（おおた） 実（みのる）

生年月日 1958年12月19日生
所有する当社の株式数 300株

男性 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	農林中央金庫入庫
2007年6月	同庫名古屋支店長
2009年7月	同庫JAバンク統括部長
2010年6月	協同住宅ローン株式会社代表取締役社長
2012年6月	農林中央金庫常務理事
2014年6月	株式会社農林中金総合研究所顧問
2014年8月	全国農業協同組合中央会常務理事
2017年8月	農中ビジネスサポート株式会社代表取締役社長
2020年6月	同社代表取締役社長退任
2020年6月	当社取締役（経理部・特薬部担当）現在に至る

取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な業務経験を有し、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6 鈴土（すずど） 雅（まさし）

生年月日 1962年8月12日生
所有する当社の株式数 1,100株

男性 新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社富士銀行（現、株式会社みずほ銀行）入行
2009年9月	株式会社モスクワみずほコーポレート銀行社長
2014年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループグローバル人材戦略部長
2016年4月	当社入社
2018年4月	当社総務部長
2019年7月	当社執行役員総務部長
2020年4月	当社執行役員経営企画部長現在に至る

取締役候補者とした理由

金融機関での国際業務を含めた豊富な経験と知識を背景に、当社入社後は総務部長、経営企画部長を歴任し、IRや経営戦略、コーポレートガバナンス等に対し広範な知識と実績を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

7 かみべっぷきよこ 上別府圭子

生年月日 1955年4月12日生
所有する当社の株式数 200株

女性 再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月	日本橋学館大学（現、開智国際大学）助教授
2002年4月	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻助教授
2012年12月	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授
2019年6月	当社取締役（現）
2020年5月	一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター代表理事（現）
2021年3月	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授退任
	現在に至る

重要な兼職の状況
一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター代表理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
保健学博士・大学院教授としての経験に基づいた豊富な専門知識と見識を有しております。大学院教授として培った専門的知見を活かし、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能等が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

8 たかぎしょういちろう 髙木正一郎

生年月日 1961年1月13日生
所有する当社の株式数 0株

男性 再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本専売公社（現、日本たばこ産業株式会社）入社
2002年11月	一品香食品株式会社代表取締役社長
2007年3月	株式会社サンジェルマン代表取締役社長
2011年6月	鳥居薬品株式会社取締役医薬営業グループ副リーダー
2013年6月	鳥居薬品株式会社代表取締役社長
2019年3月	同社代表取締役社長退任
2019年3月	日本たばこ産業株式会社医薬事業部非常勤アドバイザー
2019年12月	同社退社
2020年6月	当社取締役
	現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
製薬業界を含む複数の企業で経営に携わった経験、実績、見識を有しております。これら企業経営者として培った知見を活かし、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能等が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

9 井上（いのうえ） 康知（やすとも）

生年月日 1960年7月14日生
所有する当社の株式数 0株

男性 新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月　弁護士登録
1999年4月　高橋綜合法律事務所入所
2011年10月　長濱・水野・井上法律事務所設立
同事務所パートナー（現）
2012年6月　一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員（現）
2015年9月　株式会社シンクロ・フード社外監査役（現）
現在に至る

重要な兼職の状況
長濱・水野・井上法律事務所パートナー
株式会社シンクロ・フード社外監査役
一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しております。弁護士としての専門的知見を活かし、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能等が期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者田邉芳男氏は、2020年6月26日より社外取締役から業務執行取締役へ属性を変更しております。
3. 取締役候補者上別府圭子氏、髙木正一郎氏及び井上康知氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は上別府圭子氏及び髙木正一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
また、井上康知氏につきましても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 上別府圭子氏は当社取締役就任前、直接会社経営に関与された経験はありませんが、保健学博士・大学院教授としての経験に基づいた豊富な専門知識と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。上別府圭子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
上別府圭子氏は、当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の教授を務めておりましたが、2021年3月31日をもって退任しております。当該寄付につきましては、元教授個人及び所属する健康科学・看護学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は教授在任中も含め一貫して各事業年度における同大学の経常費用、経常収益に占める割合が0.1％未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であり、その規模、性質に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
なお、一般社団法人子どもと家族のQOL研究センターとの間に、寄付関係、取引関係はございません。
6. 髙木正一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
7. 井上康知氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
なお、長濱・水野・井上法律事務所と当社との間に顧問契約はございません。また、株式会社シンクロ・フード及び一般社団法人日本損害保険協会と当社の間にも取引関係はございません。
8. 髙木正一郎氏が2019年３月まで代表取締役社長を務めていた鳥居薬品株式会社は、2020年３月に、同氏在任期間中に行われた「カルバン錠」の販売に関して、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
9. 当社は上別府圭子氏及び髙木正一郎氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、井上康知氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 取締役候補者髙木正一郎氏は、当社の株式を役員持株会において101株に相当する持分として有しております。
11. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしております。本議案で選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役原一夫氏が辞任いたします。
つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

松本　洋明（まつもと　ひろあき）

生年月日　1958年10月７日生
所有する当社の株式数　0株

男性　新任　社外　独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981 年 4 月　東京国税局
2006 年 7 月　秩父税務署長
2016 年 7 月　国税庁長官官房首席国税庁監察官
2018 年 7 月　熊本国税局長
2019 年 9 月　税理士登録
　　松本洋明税理士事務所開業（現）
2020 年 9 月　矢崎総業株式会社社外監査役（現）
　　現在に至る

重要な兼職の状況
松本洋明税理士事務所
矢崎総業株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由
税理士資格を有しているほか国税庁での豊富な経験と実績を有し、財務・会計に深い知識と見識を有しております。これらの専門的知見を当社の監査体制に反映していただけると判断し、社外監査役候補者としております。

（注）1.　監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　監査役候補者松本洋明氏は、社外監査役候補者であります。
3.　当社は松本洋明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4.　松本洋明氏につきましては、税理士資格を有しているほか国税庁での豊富な経験と実績を有しており、財務・会計に深い知識と見識を有しております。これらの専門的知見を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、松本洋明税理士事務所と当社の間に顧問契約はございません。また、矢崎総業株式会社との間にも取引関係はございません。
5.　当社は松本洋明氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。
6. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしております。本議案で選任された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は本総会の開催の時までとなっておりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名をあらかじめ選任することをお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

熊谷麻貴子（くまがいまきこ）

生年月日　1971年11月24日生
所有する当社の株式数　0株

社外　女性　独立

略歴及び重要な兼職の状況

1996年10月　朝日監査法人（現、有限責任あずさ監査法人）入社
2000年４月　公認会計士登録
2000年８月　税理士登録
熊谷麻貴子税理士事務所開業（現）
2002年１月　熊谷公認会計士事務所開業（現）
現在に至る

重要な兼職先
熊谷麻貴子税理士事務所
熊谷公認会計士事務所

社外監査役候補者とした理由
大手監査法人での経験、公認会計士・税理士としての専門知識と企業経営に対する見識を有しております。これらの専門的知見を当社の監査体制に反映していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 熊谷麻貴子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 熊谷麻貴子氏につきましては、戸籍上の氏名は切刀麻貴子でありますが、職業上使用している氏名で表記しております。
4. 当社は補欠の社外監査役候補者熊谷麻貴子氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 熊谷麻貴子氏につきましては、大手監査法人での経験及び公認会計士・税理士としての専門知識と企業経営に対する見識を社外監査役に就任された場合に当社の監査に反映していただけると判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、熊谷麻貴子税理士事務所及び熊谷公認会計士事務所と当社との間に顧問契約はございません。
6. 当社は、熊谷麻貴子氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。
7. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしております。熊谷麻貴子氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第５号議案　　取締役賞与支給の件

社外取締役を除く当期末時点の取締役６名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額80,320,000円を支給することといたしたいと存じます。社外取締役を除く取締役に対する賞与支給は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額とする方針であり、相当であります。

なお、本議案については、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定いたしました。

各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループの当連結会計年度の業績は、減収減益となりました。売上高が74,979百万円（対前年同期比16.0％減）となり、その減少の主たる要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関への受診抑制等の影響及び薬価改定の影響があげられます。

利益面では、販売費及び一般管理費は減少したものの、売上高の減少により、営業利益は17,788百万円（対前年同期比32.9％減）、経常利益は18,222百万円(対前年同期比32.4％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は13,405百万円(対前年同期比30.8％減)となりました。なお、研究開発費につきましては6,736百万円(対前年同期比5.0％増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①　薬業

医薬品・医療機器につきましては、関節機能改善剤「アルツ」、爪白癬治療剤「クレナフィン」の売上減少及び海外売上高の減少などにより減収となりました。

その背景としましては、新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関への受診抑制等の影響及び薬価改定の影響があげられます。

農業薬品につきましては増収となりました。

この結果、売上高は72,614百万円(対前年同期比16.4％減)、セグメント利益（営業利益）は16,370百万円（対前年同期比34.6％減）となりました。

なお、海外売上高は中国向けロピオン関連売上減少等により4,908百万円（対前年同期比38.7％減）となりました。

②　不動産事業

不動産事業の主たる収入は文京グリーンコート関連の賃貸料であります。売上高は2,365百万円(対前年同期比0.6％減)、セグメント利益（営業利益）は1,418百万円（対前年同期比3.1％減）となりました。

(2) 事業別セグメントの売上高

区分	当期売上高	前期売上高	対前期比増減
	百万円	百万円	%
薬業	72,614	86,853	△16.4
不動産事業	2,365	2,378	△0.6
合計	74,979	89,232	△16.0

(3) 研究開発の状況

医薬品の研究開発(基礎的研究及び臨床試験の実施等)を中心に、農業薬品の開発も行っております。

当連結会計年度の研究開発等の状況は次のとおりであります。

ブリッケル・バイオテック社から導入した腋窩多汗症治療剤（BBI-4000）は、国内において「エクロックゲル5%」として2020年9月に製造販売承認を取得し、2020年11月に発売しました。なお、米国においてはブリッケル・バイオテック社がフェーズⅢを実施中であります。

臨床開発段階のものといたしまして、メディウンド社より導入した熱傷焼痂除去剤（KMW-1）は、フェーズⅢ段階であります。アーバー社から導入したアタマジラミ症治療剤イベルメクチン0.5%外用剤（KAR）は、フェーズⅢ準備中であります。コーバス社より導入した全身性強皮症及び皮膚筋炎治療剤レナバサムは、フェーズⅢ段階でコーバス社が日本を含めたグローバル試験を実施中であります。

自社創薬の爪白癬治療剤（KP-607）は、フェーズⅡ段階であります。

また、新たにエクロックの適応拡大として掌蹠多汗症治療剤（BBI-4000）がフェーズⅠ準備中であります。

なお、乾癬治療剤（KP-470）は、ボシュ・ヘルス社との独占的ライセンス実施許諾契約を終了しました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

① 薬業

当連結会計年度の主な設備投資は、静岡工場における製造設備の新設と更新を中心とする総額1,862百万円の投資を実施いたしました。

② 不動産事業

当連結会計年度は、総額274百万円の設備投資を実施いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループが企業価値の最大化をめざし、社会から信頼される企業であり続けるため、対処すべき当面の課題は、次の通りであります。

・研究開発及び導出入活動への重点投資

当社の成長には新薬の継続的な上市が不可欠である一方、新薬創出の難易度の高まりによる研究開発費用の増加や導出入活動の競争激化による投資金額の増大が見込まれます。このような状況の下、資源投入の集中と研究開発の効率化を目指し、資本効率や投資体力を勘案した資源投入、3領域（免疫系・神経系・感染症）を柱とした研究開発テーマへの集中投資、国内外の企業・研究機関との共同研究や戦略的提携等を積極的に進めることにより、開発パイプラインの充実をはかってまいります。また、現地企業への導出を中心とした海外展開や適応拡大にも積極的に取り組んでまいります。

・営業基盤の強化

営業面では、皮膚科領域、整形外科領域等の当社が強みを持つ領域でのプレゼンスをより一層高め、各領域における製品価値の最大化をはかってまいります。また、製品特性と領域に沿った人員配置・組織づくりを進め、積極的にＩＣＴを活用し、医療現場のニーズの変化や制度の変更に柔軟に対応した付加価値の高い情報を提供してまいります。

・人材育成

人材は企業経営の根幹にかかわるものであり、社員一人ひとりの成長が当社の持続的成長につながると考えております。人を活かすマネジメントを推進することにより全社員の生産性を高め、次世代のリーダーやグローバルで成果を出せる人材の育成を行ってまいります。また、新たな働き方に対して柔軟に対応し、全社員が持てる力を十分に発揮できるよう、働く環境の整備を進めてまいります。

2019年を起点とする３か年の中期経営計画においては、その期間の業績だけにとらわれず、厳しい時代を乗り切るための「成長基盤の確立」を重要課題と位置付け、以下の４点に重点的に取り組んでまいります。

① 開発パイプラインの充実を最優先課題とし、可能な限りの経営資源を配分する。
② クレナフィンの海外展開、新製品の海外展開や適応拡大により、価値最大化をはかる。
③ 連結売上高945億円達成に向け、営業基盤の強化と効率化をはかり、生産性の向上をめざす。
④ 人材育成・人材教育により全社員の生産性を高め、存在感のある社員を育成するとともに、組織のスリム化・人員配置の適正化をはかる。

また、2021年度経営数値目標として、連結売上高945億円、連結営業利益250億円、連結ROE12%以上としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関への受診抑制及び海外売上高の減少等により目標を達成することが難しく、最終年度の2022年3月期は連結売上高を792億円、連結営業利益を188億円に修正しております。引き続き将来の成長基盤の確立のため、パイプラインの充実等に取り組んでまいります。

当連結会計年度は、日本初の原発性腋窩多汗症用の外用剤である「エクロックゲル5%」の製造販売承認を取得し、2020年11月に発売しました。開発パイプラインとしましては、アタマジラミ症治療剤イベルメクチン0.5%外用剤（KAR）がフェーズⅢ準備中にステージアップするとともに、新たにエクロックの適応拡大として掌蹠多汗症治療剤（BBI-4000）がフェーズⅠ準備中となりました。また、ニューマブ・セラピューティクス社と、アトピー性皮膚炎を対象にした新規多重特異性抗体医薬候補物質に関する日本及びアジアでの開発及び事業化についてのライセンス及び共同開発契約を締結しました。主力品でありますクレナフィンにつきましては、国内売上は新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関への受診抑制等により減少しましたが、海外では、マカオにおいて導出先のメインライフ社による販売が開始されるとともに、中国においても導出先のTIPR-HUYABIO Advancing Innovative Medicines社を通じて中国当局に新薬承認申請を行い、申請が受理されました。また、生産性の向上を目指し、営業基盤の強化、人材育成・人材教育の促進、組織のスリム化・人員配置の適正化等に取り組んでおります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 98 期 自2017年 4 月 1 日 至2018年 3 月31日	第 99 期 自2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日	第 100 期 自2019年 4 月 1 日 至2020年 3 月31日	第 101 期 (当連結会計年度) 自2020年 4 月 1 日 至2021年 3 月31日
売　上　高（百万円）	98,430	94,165	89,232	74,979
経　常　利　益（百万円）	27,854	24,972	26,946	18,222
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	19,043	17,775	19,370	13,405
1株当たり当期純利益（円）	470.54	445.78	494.89	347.37
総　資　産（百万円）	152,417	155,985	157,875	163,332
純　資　産（百万円）	113,874	121,131	128,468	136,257

（注） 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 98 期 自2017年 4 月 1 日 至2018年 3 月31日	第 99 期 自2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日	第 100 期 自2019年 4 月 1 日 至2020年 3 月31日	第101期（当期） 自2020年 4 月 1 日 至2021年 3 月31日
売　上　高（百万円）	96,891	92,549	87,619	73,929
経　常　利　益（百万円）	27,747	24,850	26,851	18,178
当　期　純　利　益（百万円）	18,974	17,696	19,308	13,376
1株当たり当期純利益（円）	468.84	443.80	493.31	346.63
総　資　産（百万円）	150,808	154,347	156,253	162,327
純　資　産（百万円）	113,763	120,948	128,697	134,954

（注） 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
科研ファルマ株式会社	15	100.0	医薬品、医薬品原料、農業薬品、その他の化学製品の販売、広告代理店、損害保険・生命保険の代理店

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、飼料添加物の製造販売及び不動産の賃貸

(10) 主要な営業所及び工場

本　　社　東京都文京区本駒込二丁目28番８号
支　　店　北日本（宮城県仙台市）、関東・関東第２（東京都豊島区）、中部（愛知県名古屋市）、関西（大阪府大阪市）、中四国（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）
営 業 所　全国34か所
新薬創生・CMCセンター　静岡県藤枝市、京都府京都市
工　　場　静岡県藤枝市

（11）従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
名 1,215〔 225 〕	名 △53

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は従業員数より除いております。
3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時従業員等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 1,207〔 224 〕	名 △51	才 40.5	年 16.9

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は従業員数より除いております。
3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時従業員等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

（12）主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
農林中央金庫	1,600
株式会社みずほ銀行	1,280

（13）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　193,000,000株
（2）発行済株式の総数　45,939,730株（自己株式　7,581,938株を含む。）
（3）株主数　13,819名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,927	7.63
東レ株式会社	2,294	5.98
農林中央金庫	1,843	4.81
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,552	4.05
株式会社みずほ銀行	1,474	3.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	876	2.28
杏林製薬株式会社	852	2.22
日本生命保険相互会社	680	1.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口７）	630	1.64
科研製薬従業員持株会	607	1.58

（注）1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（7,581,938株）を除いて計算をしております。
3. 持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	給付株式数	給付対象者数
	株	名
取締役（社外取締役を除く）	1,300	2

(6) その他株式に関する重要な事項

自己の株式の取得及び保有状況

① 取得株式

普通株式	600,581株
取得価額の総額	2,941,072,475円

② 処分株式

普通株式	119株
処分価額の総額	409,360円

③ 決算期における保有株式

普通株式	7,581,938株

(注) 保有株式数には、株式給付信託(BBT) の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式39,400株は含まれておりません。
なお、当該株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大沼 哲夫	
代表取締役社長	堀内 裕之	営業本部長
取締役	渡邊 史弘	経営企画部・情報システム部・情報提供活動監督室担当
取締役	田邉 芳男	法務部・総務部担当
取締役	松浦 真洋	医薬事業開発部・特命事項担当
取締役	太田 実	経理部・特薬部担当
取締役	榎本 英紀	榎本・藤本総合法律事務所パートナー 最高裁判所司法研修所教官
取締役	上別府 圭子	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授
取締役	髙木 正一郎	
常勤監査役	岩本 篤忠	
常勤監査役	土井 直巳	
監査役	原 一夫	税理士（原一夫税理士事務所） トーイン株式会社社外監査役
監査役	遠藤 宏歳	

（注）1. 取締役榎本英紀、上別府圭子、髙木正一郎の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原一夫、遠藤宏歳の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役原一夫氏は、税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役遠藤宏歳氏は、金融業界での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役榎本英紀氏、上別府圭子氏、髙木正一郎氏及び監査役原一夫氏、遠藤宏歳氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役髙岡淳氏及び家田力氏は、2020年６月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 取締役田邉芳男氏は、2020年６月26日より社外取締役から業務執行取締役へ属性を変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、以下のとおり取締役会で決議しております。また、取締役会としては、５．に記載の手続を経て本事業年度の取締役個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

１．基本方針

当社の取締役報酬は、持続的な成長に向けたインセンティブとすることを目的として、基本報酬と賞与及び株式報酬により構成され、職責のほか中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定することを基本方針とする。また、基本報酬は、固定報酬とし、賞与及び株式報酬は、業績連動型とする。ただし、社外取締役は独立した立場で経営の監督・監視機能を担う役割のため賞与、株式報酬の支給はしない。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、基本報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内とする。

３．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額を賞与として、株主総会で承認を得た後に支給する。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）により株式報酬として支給する。株式報酬は、役員株式給付規程に従い中期経営計画における業績指標等の達成度を按分した係数により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとする。また、株式報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内とする。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及びこれまでの実績水準等を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を考慮して取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：3：1とする（KPIを100%達成の場合）。

役　位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%	30%	10%
常務取締役	60%	30%	10%
取締役	60%	30%	10%

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長堀内裕之がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与ならびに株式報酬の評価配分とする。なお、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は，当該答申の内容を考慮した上で決定するものとする。

【業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績】

指　標（連結）		第100期実績	第101期実績	中期経営計画 経営数値目標
売上高	（百万円）	89,232	74,979	94,500
営業利益	（百万円）	26,512	17,788	25,000
当期純利益	（百万円）	19,370	13,405	—
ＲＯＥ	（%）	15.5	10.1	12.0

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役	382	274	80	27	12
監査役	60	60	—	—	4
（うち社外取締役・社外監査役）	(37)	(37)	(—)	(—)	(6)

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 2007年６月28日開催の第87回定時株主総会において、取締役の基本報酬は年額330百万円以内、監査役の基本報酬は年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名、監査役は４名です。なお、各取締役の報酬については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。
4. 賞与は各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づく短期業績連動型としており、第101回定時株主総会の決議に基づき社外取締役を除く取締役に支払う予定の額であります。
5. 株式報酬については、株式給付信託（BBT）を導入しております。中期経営計画の達成度により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとしております。３事業年度を対象期間とし、対象期間ごとに株式給付信託に取締役への報酬として拠出する限度額は、2019年６月27日開催の第99回定時株主総会において取締役分として141百万円と決議されております。なお、上記の株式報酬は当期に費用計上した金額を記載しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は５名です。
6. 上記の役員の員数には、2020年６月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
7. 取締役田邉芳男氏は、2020年６月26日より社外取締役から業務執行取締役へ属性を変更したため、支給額及び員数について社外取締役在任期間は社外取締役に含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役榎本英紀氏は、榎本・藤本総合法律事務所パートナー及び最高裁判所司法研修所教官を兼職しております。監査役原一夫氏は、税理士及びトーイン株式会社社外監査役を兼職しております。

なお、榎本・藤本総合法律事務所及び原一夫税理士事務所と当社の間に顧問契約はございません。また、最高裁判所司法研修所及びトーイン株式会社と当社の間にも取引関係等はございません。社外取締役上別府圭子氏は、当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の教授を務めておりますが、当該寄付は教授個人及び所属する健康科学・看護学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は直近事業年度における同大学の経常費用、経常収益に占める割合が0.1%未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	榎本英紀	榎本英紀氏は、弁護士として企業法務に携わった経験と専門的知識を有しており、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能を果たしております。なお、当事業年度の取締役会16回全てに出席し、上記の役割を果たすため適宜発言をしております。
取締役	上別府圭子	上別府圭子氏は、保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を有しており、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能を果たしております。なお当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、上記の役割を果たすため適宜発言しております。
取締役	髙木正一郎	髙木正一郎氏は、製薬業界を含む複数の企業で経営に携わった経験、実績、見識を有しており、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能を果たしております。なお、社外取締役就任後開催の取締役会13回中13回全てに出席し、上記役割を果たすため適宜発言しております。
監査役	原一夫	当事業年度開催の取締役会16回全て及び監査役会13回のうち12回に出席し、税理士として税務・会計に深い知識・経験を有していることにより、必要に応じて適宜質問・意見を述べております。
監査役	遠藤宏歳	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、金融業界での豊富な経験及び経営者としての実績、見識を背景に、必要に応じて適宜質問・意見を述べております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	39百万円

（注）1.　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり内部統制システムを構築、運用しております。

1．法令遵守体制

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ全体に共通した行為規範である「科研製薬企業行動規準」及び「科研製薬企業行動指針」を定め、これを遵守し行動すると共に、その啓発を図る。

2）コンプライアンス担当役員を任命し、法務部を所管部署としてコンプライアンスの実践に継続的に取り組む。

2．情報保存管理体制

・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

株主総会、取締役会、経営会議など、取締役又は執行役員の出席する重要な会議について議事録を作成するほか、取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報については、法令及び社内規程の定めるところにより、保存・管理を行い、必要な関係者が閲覧、謄写できる体制を整える。

3．リスク管理体制

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスク管理担当役員を任命し、経営企画部を所管部署として当社グループのリスクを把握・管理できる体制を構築する。

2）リスク分類を行い、それぞれの責任部署を定め管理する。

3）当社グループの経営上重大なリスクの対応については、取締役会にて経営判断し、責任部署で管理する。

4）業務監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、社長・取締役会・監査役会に報告する。

4．効率性確保のための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会を毎月１回開催し、法令・定款に定められた取締役会審議事項に関する決

議のほか、当社グループの経営の重要事項を審議する。
2）各取締役の担当業務及び各執行役員に執行委任する業務を取締役会で決定する。各取締役及び執行役員は、担当する業務を効率的に執行する。
3）子会社は、定期的に財務報告に係る事項を当社に報告するとともに、子会社の取締役又は監査役は、必要に応じて子会社の取締役会の審議における重要事項を取締役会に報告する。
4）経営会議等において、当社グループの経営に関する重要事項について、関係する取締役及び執行役員等が協議することにより、経営及び業務執行の全体としての効率化に努める。

5．監査役スタッフに関する体制
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役会に関する事務は総務部が行うものとする。
2）監査役から監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議の上、専任又は兼任の監査役スタッフを総務部に配置する。
3）監査役スタッフの知識・能力、員数又は従事体制について、監査役から改善等を求められた場合、取締役は監査役と協議の上、適切に対応する。
4）監査役は、監査役スタッフに対して直接指揮命令することができる。
5）監査役スタッフの考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

6．監査役への報告体制
・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を、直接的または間接的を問わず、報告するものとする。
2）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、監査役から報告を求められた場合、すみやかに対応する。
3）監査役に対して前２号の報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止する。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の職務の執行に制約が生じないよう、予め定められた社内手続きに基づいて処理する。なお、緊急の必要により予め社内手続きを経ることができないときは、監査役が必要な職務の執行を先行することを妨げないものとする。
2）代表取締役は、監査役と定期的会合で意見交換を行う。
3）監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
4）業務監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、監査結果を監査役に報告するものとする。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部担当取締役を委員長とした財務報告に係る内部統制委員会を設置し、全社的に財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っています。当該委員会で検討した事項は、社長及び検討事項に関係する担当取締役に提案又は報告し、重要事項は取締役会に付議又は報告しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における当社グループの運用状況の概要は以下のとおりであります。
1．取締役の職務の執行に関する事項
定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は四半期ごとに1回開催し、法令・定款等に則り、経営判断を要する重要事項に関して審議のうえ適切な意思決定を行っております。当期はニューマブ社との共同開発契約や持田製薬株式会社とのコ・プロモーション契約などが審議のうえ決議されました。
2．リスク管理に関する事項
全社各部署にてリスクと対策の見直しを行ったのち、リスク管理委員会においてリスクの把握、対策の実施状況について協議しております。その内容は取締役会にて審議のうえ承認されております。
3．監査に関する事項
監査役は、本社のほか支店、新薬創生・CMCセンター、工場において監査を実施するとともに、取締役会、企画会議などに出席し、また社外取締役、会計監査人、業務監査室とも連携して質の向上につとめております。

7．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、従来より表明しております以下の経営の基本方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営の基本方針

当社グループは「一人でも多くの方に笑顔を取りもどしていただくために、優れた医薬品の提供を通じて患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上につとめる」を企業理念として、株主の皆様から負託された企業活動を行うにあたり、経営の基本方針として次の三つの方針を掲げております。この基本方針に則り、企業価値の最大化をはかり、ステークホルダーの信頼と期待に応えてまいります。

① 患者さんと医療関係者のニーズに即した、有用な医薬品の創製・提供につとめる。
② 医薬品企業としての社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって企業活動を行い、社会から信頼される企業をめざす。
③ 社員がその仕事に歓びと誇りをもち、活力あふれる存在感のある企業をめざす。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する継続的な利益還元を重要な経営目標と位置づけております。

他産業に比べ事業リスクの高い医薬品産業におきましては、より充実した自己資本が求められますが、当社は株主還元とのバランスに配慮しながら、業績水準に応じた柔軟な配当政策をとっております。内部留保は研究開発と営業基盤整備へ重点投資し、企業価値の最大化をはかってまいります。

また、当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年２回を基本とし、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当は株主総会であります。

上記の方針に基づき、当期の中間配当は、１株あたり75円としました。期末配当については、１株あたり75円とし、年間配当は150円とする予定であります。

内部留保は研究開発と営業基盤整備へ重点投資し、企業価値の最大化をはかってまいります。

なお、取締役会決議に基づき60万株の自己株式を取得しました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**113,662**	**流動負債**	**21,276**
現金及び預金	63,706	支払手形及び買掛金	8,425
受取手形及び売掛金	20,549	電子記録債務	144
有価証券	13,599	短期借入金	3,850
商品及び製品	5,700	未払金	3,002
仕掛品	3,126	未払費用	324
原材料及び貯蔵品	6,371	未払法人税等	2,292
その他	608	賞与引当金	1,046
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	80
固定資産	**49,669**	返品調整引当金	3
有形固定資産	**25,020**	売上割戻引当金	302
建物及び構築物	16,080	その他	1,803
機械装置及び運搬具	2,581	**固定負債**	**5,798**
工具、器具及び備品	1,503	株式給付引当金	73
土地	4,140	退職給付に係る負債	5,376
建設仮勘定	713	その他	348
無形固定資産	**625**	**負債合計**	**27,074**
投資その他の資産	**24,024**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	17,368	**株主資本**	**131,418**
長期前払費用	4,196	**資本金**	**23,853**
繰延税金資産	1,577	**資本剰余金**	**11,406**
その他	882	**利益剰余金**	**122,462**
		自己株式	**△26,304**
		その他の包括利益累計額	**4,839**
		その他有価証券評価差額金	**4,739**
		退職給付に係る調整累計額	**99**
		純資産合計	**136,257**
資産合計	**163,332**	**負債・純資産合計**	**163,332**

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**74,979**
売上原価		**34,073**
売上総利益		**40,906**
返品調整引当金戻入額		0
差引売上総利益		**40,907**
販売費及び一般管理費		**23,118**
営業利益		**17,788**
営業外収益		
受取利息及び配当金	393	
その他	90	484
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	12	
その他	21	50
経常利益		**18,222**
特別利益		
固定資産売却益	379	
投資有価証券売却益	115	495
特別損失		
固定資産除却損	54	
その他	5	59
税金等調整前当期純利益		**18,657**
法人税、住民税及び事業税	4,979	
法人税等調整額	272	5,252
当期純利益		**13,405**
親会社株主に帰属する当期純利益		**13,405**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**112,289**	**流動負債**	**21,113**
現金及び預金	62,736	支払手形	0
受取手形	254	電子記録債務	134
売掛金	19,984	買掛金	8,213
有価証券	13,599	短期借入金	3,850
商品及び製品	5,595	未払金	3,066
仕掛品	3,126	未払費用	324
原材料及び貯蔵品	6,387	未払法人税等	2,292
前払費用	132	預り金	93
その他	472	賞与引当金	1,046
固定資産	**50,038**	役員賞与引当金	80
有形固定資産	**25,019**	返品調整引当金	3
建物	15,493	売上割戻引当金	302
構築物	587	その他	1,706
機械及び装置	2,557	**固定負債**	**6,259**
車両運搬具	23	退職給付引当金	5,837
工具、器具及び備品	1,502	株式給付引当金	73
土地	4,140	その他	348
建設仮勘定	713	**負債合計**	**27,373**
無形固定資産	**625**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	587	**株主資本**	**130,214**
その他	37	**資本金**	**23,853**
投資その他の資産	**24,393**	**資本剰余金**	**11,406**
投資有価証券	17,368	資本準備金	11,406
関係会社株式	15	その他資本剰余金	0
前払年金費用	318	**利益剰余金**	**121,258**
繰延税金資産	1,613	利益準備金	1,413
その他	5,078	その他利益剰余金	119,845
		固定資産圧縮積立金	253
		固定資産圧縮特別勘定積立金	180
		別途積立金	9,000
		繰越利益剰余金	110,410
		自己株式	**△26,304**
		評価・換算差額等	**4,739**
		その他有価証券評価差額金	**4,739**
		純資産合計	**134,954**
資産合計	**162,327**	**負債・純資産合計**	**162,327**

損 益 計 算 書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**73,929**
売上原価		**33,190**
売上総利益		**40,739**
返品調整引当金戻入額		0
差引売上総利益		**40,740**
販売費及び一般管理費		**22,995**
営業利益		**17,744**
営業外収益		
受取利息及び配当金	393	
その他	90	484
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	12	
その他	21	50
経常利益		**18,178**
特別利益		
固定資産売却益	379	
投資有価証券売却益	115	495
特別損失		
固定資産除却損	54	
その他	5	59
税引前当期純利益		**18,613**
法人税、住民税及び事業税	4,967	
法人税等調整額	269	5,237
当期純利益		**13,376**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月６日

科研製薬株式会社
　取　　締　　役　　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　二階堂　博　文　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　松　浦　大　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、科研製薬株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、科研製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月６日

科研製薬株式会社
　取　締　役　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　二階堂　博　文　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　浦　大　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、科研製薬株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びアーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月6日

科研製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　岩　本　篤　忠　㊞

常勤監査役　土　井　直　巳　㊞

社外監査役　原　　一　夫　㊞

社外監査役　遠　藤　宏　歳　㊞

以　上

以　上

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

日　時

2021年
6月29日（火曜日）
午前10時
（受付開始 午前９時）

会　場

科研製薬株式会社
高田馬場事業所
東京都豊島区高田３丁目12−10

※開催場所が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

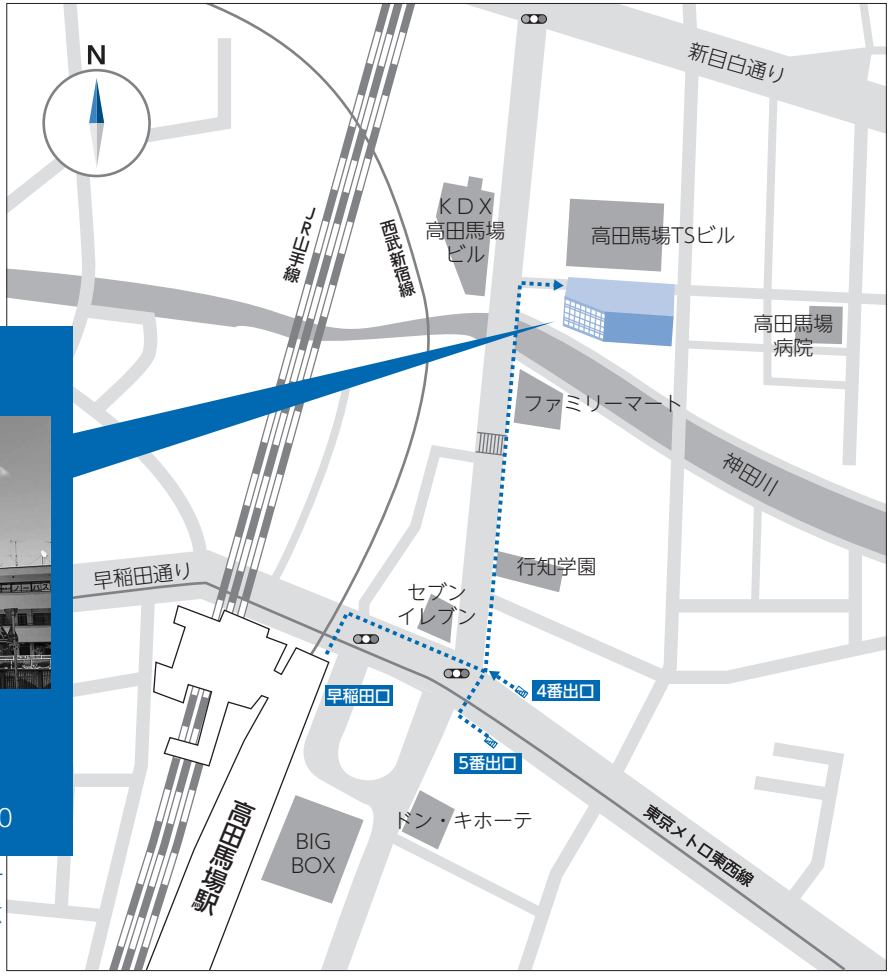

交通のご案内

- JR山手線、西武新宿線**「高田馬場駅」** 早稲田口 徒歩5分
- 東京メトロ東西線**「高田馬場駅」** 5番出口 徒歩5分　4番出口 徒歩4分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

科研製薬株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。